

19世紀前半のエジプト土地・税制度

加藤 博

序

近代エジプトにおいて統一的土地・税制度が確立したのは、1890年代においてであった。それ以前のエジプト土地・税制度史は、西欧列強の圧力によって、それまでのムハンマド・アリーの全産業に亘る独占体制が崩壊し、自由主義的経済体制が開始される1840年代を境として、前後二つの時期に分けて考察することができる。前期は、土地所有形態上および税制上全く異なる二つの土地範疇、すなわち、土地台帳に登録された土地＝国家所有地＝課税地、つまりハラージュ地と、土地台帳に登録されなかった土地＝私有地＝免税地、つまりアブアーディーヤ地とが生じた時代であり、後期は、この土地区分にみられる土地所有形態上および税制上の二つの区別が崩れ、両者の土地範疇が統一される時代である。

ところで、この後期は、アブアーディーヤ地を核として大土地所有が顕在化する時代にあたるため、従来、この時期に関する土地・税制度史研究は、そのほとんどが、大土地所有制度発生という視角からなされてきた。そして、筆者もまた、今後進めていこうと考えている近代エジプト土地・税制度史研究において、その目的とするところは、大土地所有発生の諸契機を探ることにある。しかしながら、こうした土地集積現象を考察する前に、近代エジプト土地・税制度史を法制史的観点から整理しておきたい。なぜならば、たとえこうした法制史的整理が、

当時の複雑な実態を単純化する危険をもつとしても、従来この分野の研究において、法制史的観点からみてさえ、事実関係について混乱がみうけられるからである。また、地方文書等による実証的研究がほとんどなされていない現在、今後期待される実態分析と比較する意味からも、この際、近代エジプト土地・税制度史を法制史的に整理しておくことは必要であろうと考えるからである。こうして、本稿は、近代エジプト土地・税制度史を法制史的観点から整理することを目的としているが、その対象は、主として、先述した二つの土地範疇が生じた前期についてであり、後期の考察については後日を期したい。⁽¹⁾以下、まず、ハラージュ地とアブアーディーヤ地という二つの土地範疇が生じた過程を述べ、次いで、この二つの土地範疇では律し切れない三種類の土地、すなわち、リズカ地、マスムーハ地、そしてアワースィー地について言及してみたい。⁽²⁾

(1)本稿が主に依拠した資料は、これまでに刊行された以下のような法令、法令集である。*al-lāiḥa al-sādiya fī ḥaqq at-yān al-diyār al-miṣriya*, Cairo, 1274 h.; *lāiḥat al-at yān wa lāiḥat al-muqabala*, 3rd ed., Cairo, 1301 h.; *Al-Ḥukūma al-Miṣriya, al-qawānīn al-'aḡāriya fī al-diyār al-miṣriya*, 1st ed., 1893, 2nd ed., 1901, Cairo; do., *majmū' qawānīn wa lawāiḥ al-amwāl al-muqarrara*, Cairo, 1909; F. Jilād, *qāmūs*

al-idāra wa al-qaḍā'; 6 vols, Alexandria, 1890-1895; do., *al-qāmūs al-ʿamm li al-idāra wa al-qaḍā'*; 7 vols, Alexandria, 1899-1908; Amīn Sāmī, *taqwīm al-nīl*, 6 vols, Cairo, 1916-1936, また、法令を再録している基本文献として、次の二つの研究書は重要である。J. Hunain, *al-aṭyān wa al-ḍarāib fī al-quṭr al-miṣrī*, Cairo, 1904; Y. Artin, *al-aḥkām al-marīya fī shā'n al-arāḍī al-miṣrīya*, Cairo, 1306 h., なお、後者は Y. Artin, *La Propriété Foncière en Egypte*, Cairo, 1883. のアラビア語訳であるが、本稿では、アラビア語の術語を比較する必要から、このアラビア語訳を利用した。

(2) これまで、近代エジプト土地制度史研究において、エジプトの土地は、主に大土地所有発生という視角から、幾通りにも分類されて論じられてきた。例えば、Aḥmad al-Ḥitta, *tārīkh miṣr al-iqtisādī fī al-qarn al-tāsi' aṣḥar*, Cairo, 1958. では、土地が次の9つに分類されて論及されている。(1) ハラージュ地 (aṭyān al-aṭharīya), (2) 村長業務遂行の代償としてのマスムーハ地 (aṭyān masmūh al-maṣhāikh), (3) 接待費の代償としてのマスムーハ地 (aṭyān masmūh al-maṣāṭib), (4) ウフダ地 (aṭyān al-'uhda), (5) アブアーディーヤ地 (aṭyān al-ab'ādiya), (6) リズカ地 (aṭyān al-rizāq), (7) ジャフアーリク地 (aṭyān al-jafālik), (8) アワースイー地 (aṭyān al-ūsīya), (9) 外国人保有地 (aṭyān al-ajānib). また、大土地所有発生を直接のテーマとした Raūf 'Abbās, *al-nizām al-ijtimā'ī fī miṣr fī ḡill al-milkīyāt al-zirā'īya al-kabīra*, Cairo, 1973, では、ハラージュ地を除く次の5つの土地範疇が挙げられている。(1) アブアーディーヤ地 (al-ab'āid), (2) ジャフアーリク地 (al-jafālik), (3) アワースイー地 (al-awāsī), (4) ウフダ地 (aṭyān al-'uhda), (5) マスムーハ

地 (aṭyān al-masmūh)。ところで、ジャフアーリク地とは、ムハンマド・アリー一族に授与された免税特権地であり、ウフダ地とは、徴税請負制度 (ウフダ制度) の対象となった土地である。また、外国人保有地とは、文字通り、エジプト国籍をもたない者が保有した土地であった。そして、大土地所有がこれら三種類の土地から生じたことは疑いない事実であり、また、これらが、主に保有者の身分の観点から、他の土地と区別しようところから、従来こうした三つの土地範疇が別個に設けられてきたのである。このように、この三つの土地範疇は、大土地所有発生という視角から便宜上設けられたものであり、土地所有権上あるいは税制上の観点から、これらが別個の法的土地範疇を形成していた訳ではない。すなわち、ジャフアーリク地はアブアーディーヤ地として、ウフダ地はハラージュ地として、そして、外国人保有地はそのどちらかの土地として分類されていた。そのため、土地制度を法制史的に整理することを目的とする本稿においては、これら三種類の土地は取扱わず、後日、土地集積をテーマとした論稿において、ここでは挙げられていないが、ワクフ地をも含めた形で論じてみたい。ちなみに、法律学者による土地制度史研究書である M. K. Mursī, *al-milkīya al-'aḡāniya fī miṣr wa taṭawwur-ha al-tārīkhī min 'ahd al-farā'ina ḥattā al-ān*, Cairo, 1936, では、土地範疇として次の5つが挙げられている。(1) リズカ地 (al-arāḍī al-rizqa), (2) アワースイー地 (al-arāḍī al-awāsī), (3) ウシュル地として知られたアブアーディーヤ地 (al-aṭyān al-ab'ādiya al-mar'ūfa bi al-'uṣhūyī), (4) マスムーハ地 (masmūh al-maṣṭaba wa masmūh al-ma-shāikh), (5) ハラージュ地 (al-arḍ al-kharājīya)。

I 私有地の発生

周知の通り、ムハンマド・アリーは政権を固める過程で、それまでの土地・税制度であったイルティザーム制度（徴税請負制度）を廃止し、ムルタズィム（徴税請負人）の管理下にあったすべての土地の国家返還を命じるとともに、エジプト全土の国有化を計った。そして、こうした土地国有化のうゑに、1813年から翌年にかけてエジプト全土を対象とした検地（tārī', fakk al-zimām, al-misāḥa al-'umūmīya）を実施し、この検地を契機として、土地を次の二種類に区別した。第一種の土地とは、検地の対象にされ、土地台帳（daftar al-tārī'; daftar al-misāḥa）に登録された土地であり、「耕作地」（al-māmūr）から成っていた。⁽¹⁾ ムハンマド・アリーは検地後、この種の土地を農民一人あたり3フェッダーンから5フェッダーンの割合で分与した。⁽²⁾ この第一種の土地は、土地税（al-mal' al-mīrī, al-kharāj）の対象となるところからハラージュ地（al-aṭyān al-kharājīya）と呼ばれ、また所有形態上、この種の土地の所有権（ḥaqq al-raqaba）は国家のもとにあり、土地保有者は耕作と納税とを条件に、それも生涯に限り、そこでの用益権（ḥaqq al-intifā', ḥaqq al-aṭharīya）を享受するのみであったところから、アサリーヤ地（al-aṭyān al-aṭharīya）とも呼ばれた。⁽³⁾ 一方、第二種の土地とは、検地の対象から外され、土地台帳に登録されなかった土地であり、一部耕作地を含んでいたが、ほとんどは開墾の必要な荒蕪地であった。この種の土地は、土地台帳に登録されなかった（ba'ida aw mustabada min misāḥat fakk al-zimām）ところから、アバーイド地、あるいは複数形でアブアーディーヤ地（aṭyān al-abā'id, aṭyān al-ab'ādīya）と呼ばれた。⁽⁴⁾ ムハンマド・アリーは、この種の土地を開墾希望者に対して、また、定住策として遊牧民に対して、賃貸・小作に出し、

あるいは、一定期間の免税措置など、さまざまな税制上の条件を付けて無償分与していった。⁽⁵⁾

ところで、ムハンマド・アリーは、開墾による耕作地の増加を計り、よって国富を増大させる目的から、1820年代以降第二種の土地の多くをアリー一族、高級官僚、外国人等に免税地（aṭyān rizqa bilā māl）として授与していく。⁽⁶⁾ そして、こうして授与されたアブアーディーヤ地のうち、巨大な規模のものを、特別にジャファールク地（aṭyān al-jafālik）と呼んだ。⁽⁷⁾ 当初この授与地は、免税特権が与えられていたとはいえ、その土地所有権上の法的性格は、ハラージュ地と同一であった。ところが、アリーは、開墾政策の実をあげるために、免税地として授与したアブアーディーヤ地における土地所有権の拡張を認め、1836年の勅令によって、この土地での相続権を認めた。この勅令によれば、相続資格者は白人解放奴隷（'ataqā'）にまで及んでおり、また、相続資格者がいない場合には、アブアーディーヤ地保有者に対して、土地を無償で、耕作が可能な第三者に譲渡することが認められている。⁽⁸⁾ 従って、すでにこの段階で、アブアーディーヤ地は大幅な法的土地所有権を獲得したのであるが、さらにムハンマド・アリーは、1842年の勅令によって、この土地に対して、所有権（ḥaqq al-raqaba）を含む完全土地所有権（ḥaqq al-milkīya al-tāmma aw al-kāmila）を与えた。⁽⁹⁾ ここに、税制ならびに土地所有形態上全く異なる、土地台帳に登録された土地＝耕作地＝国家所有地＝課税地、すなわちハラージュ地と、土地台帳に登録されていない土地＝荒蕪地＝私有地＝免税地、すなわちアブアーディーヤ地という二種類の土地が生じた。そして、この二種類の土地を区別するために、前者が國務省（al-dīwān al-'ālī aw dīwān al-khidīw）に所属した国庫（bayt al-māl）の管理下に置かれたのに対し、後者は、同じく國務省に所属するが年金の支給を上たる業務とした

ルーズナーメ局 (al-rūznāmeḥ) の管理下に置かれた。⁽¹⁰⁾ そして、ルーズナーメ局がアブアーディーヤ地保有者に対して発行した、完全土地所有権認可状とも言うべき土地文書 (taqṣīṭ, pl, taqāsīṭ) に基づいて、この種の土地は、リズカ地文書登録簿 (sijillāt taqāsīṭ al-rizāq) という名で知られていた特別な土地登録台帳に登録された。⁽¹¹⁾ こうした私有地の創設は、土地国有制を原則としたムハンマド・アリーの土地政策の変更であり、ここに近代エジプト土地制度史は、新たな局面をむかえることとなった。

さて、1842年以後におけるエジプト土地・税制度史は、先述した全く対照的な土地区分が崩れ、両者の土地が1890年代に至り統一され、土地私有制に基づいた、そして近代的検地に裏付けられた、統一的土地・税制度が成立する過程である。そして、この統一は、一見すると別別に進行したかにもえながら、実際には互いに関連し合いながら進行した、次の三つの過程のなかで達成されていった。第一の過程とは、ムハンマド・アリーの土地政策の根底にあった、土地台帳に登録された土地＝耕作地 (al-maʿmūr) と、土地台帳に登録されていない土地 (al-abʿādiya) = 荒蕪地との土地区分が、運河その他の灌漑設備の拡張に伴って、それまでの荒蕪地が耕作可能地となっていったことから、崩れていく過程である。第二の過程とは、国家所有地ハラージュ地と私有地アブアーディーヤ地という、土地所有形態上の区別に基づく土地区分が、前者における土地私有権拡張のため、実質的に無くなっていく過程である。そして、第三の過程とは、課税地ハラージュ地と免税地アブアーディーヤ地という、税制上の区別に基づく土地区分が、1854年における後者に対するウシュル課税措置、および、その後のウシュル税率引き上げによって、崩れる過程である。ところで、こうした三つの過程についての検討は別稿に譲り、以下では、土地所有形態上あるいは税

制上の観点から、ハラージュ地ならびにアブアーディーヤ地とは区別される三種類の土地について触れておきたい。三種類の土地とは、リズカ地、マスムーハ地、そしてアワースィー地である。ここで注意すべきは、ハラージュ地とアブアーディーヤ地とがムハンマド・アリーの土地政策に起源をもつのに対し、この三種類の土地の起源は、オスマン・トルコ時代の土地制度にまで溯れることである。⁽¹²⁾

(1) al-aṭyān al-maʿmūra とは、本来人間が住んでいる土地、人間が利用している土地を意味するが、19世紀エジプト土地制度史における術語としては、耕作地 (al-aṭyān al-ma-zrūʿa), 特に土地台帳に登録された耕作地、すなわちハラージュ地を指した。cf. Aḥmad al-Ḥitta, *tārīkh al-zirʿa al-miṣriya fī ʿahd muḥammad ʿalī al-kabīr*, Cairo, 1950, P. 55. 同義語として al-arḍ al-sawdāʾ (ex. サイド法第19条) と al-zimām があるが、前者が黒い土地、すなわち、文字通り耕作地を意味するのに対し、後者は、zimām al-balad (村落の土地), fakk al-zimām (土地を区切ること＝検地) 等の用語法から分かるように、土地台帳に登録された土地という意味合を強くもつ単語である。

(2) Y. Artin, *al-aḥkām al-marʿiya*, P. 47, J. Ḥunain, *al-aṭyān wa al-darāib*, PP. 113-114, H.G. Lyons, *The Cadastral Survey of Egypt 1892-1907*, Cairo, 1908, PP. 68-69, なお, Rivlin は、農民一人あたりに分与された土地面積が3～5フェッダーンであったと指摘しているのは Artin 一人であり、その他の資料には現われないことから、この数字について疑問を呈している。cf. H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad Ali in Egypt*, Harvard Univ. Press, 1961, Chap. III, Note 34,

土地面積の単位フェッダーンは、平方カサバ (qaṣaba murabba'a) の数によって表示された。そして、1カサバの長さおよび1フェッダーンの平方カサバ数は、時代と地域により変化した。ムハンマド・アリーは検地に先立ち、1フェッダーンの平方カサバ数を $33\frac{1}{3}$ に固定した。一方、1カサバの長さについては、統一の基準はなかったようであるが、およそ3.64mであったらしい。cf. H. G. Lyons *op. cit.*, PP. 39-41, J. Ḥunain, *op. cit.*, PP. 109-110, Y. Artin, *op. cit.*, PP. 192-194.

(3) *athar* とは、「足跡を残すこと」位の意味をもつアラビア語であるが、エジプト土地制度史における術語としては、オスマン・トルコ時代以降、ハラージュ税を課された農民保有地を意味した。オスマン・トルコ時代において、徴税請負人の管理下にあったイルティザーム地は、農民保有地 (*arḍ al-filāḥa*) と「徴税請負職免税地」とでも言うべきアワースィー地とから成っていた。前者は、下エジプト地方では *arḍ al-athar* と呼ばれ、上エジプト地方では *arḍ al-misāḥa* と呼ばれた。その理由は、下エジプト地方においては、農民保有地が固定されていたのに対し、上エジプト地方では、ナイルの氾濫後、毎年土地測量 (*al-misāḥa*) がなされていたからであった。cf. 'Abd al-Raḥīm, *al-rīf al-miṣrī fī al-qarn al-thāmin 'ashar*, Cairo, 1974, PP. 68-69, 76-78. そして、アサル地保有者 (*ṣāhib al-athar*) が彼の保有地に対してもった権利がアサリーヤ権 (*ḥaqq al-athariya*) である。19世紀の法令のなかでは、この権利は用益権すなわち *ḥaqq al-intifā' aw al-manfa'a* と同義に使われている。

(4) *al-qawānīn al-'aqrīya*, 1st ed., P. 8.

(5) Aḥmad al-Ḥitta, *tārīkh al-zirā'a al-miṣriya*, PP. 52-53, 57-63, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad Ali*,

P. 62, なお, *al-Ḥitta* によれば, アブアーディーヤ地の無償分与は, 1842年に廃止された。

(6) Y. Artin, *al-aḥkām al-mar'iya*, P. 54, によれば, 免税アブアーディーヤ地授与の, そしてとりわけ, 1842年におけるこの地に対する完全私有権付与の動機は, 土地貴族層の創設にあったという。しかしながら, 法令のなかでは, 常に開墾による耕作地の増加が強調されている。このため, 開墾義務履行後に初めて *taqṣiṭ* を発行する旨の勅令 (1263年 Rajab 月17日 - 1846年) とか, アブアーディーヤ地を自ら耕作せず, 賃貸・小作に出すことを禁止する勅令 (1267年 *Dhu al-qa'da* 月13日 - 1851年), さらに, *taqṣiṭ* 発行の条件を満していないアブアーディーヤ地にはハラージュ税を課す旨の勅令 (1271年 Rajab 月26日 - 1855年) などが公布されている。cf. *al-qawānīn al-'aqrīya*, 1st ed., fihrist PP. 10-12, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad Ali*, PP. 63-64.

免税アブアーディーヤ地授与の最初は, Y. Artin, *op. cit.* P. 52. に従えば 1829年であり, 以後すべての研究書がこれに倣っている。しかし, Barakāt 氏の土地文書研究によると, 確認できる最初のアブアーディーヤ地授与は, 1242年 Jumādā II 月23日 (1826年) であるという。cf. 'Alī Barakāt, *taṭawwur al-milkiya al-zirā'iya fī miṣr 1813-1914 wa athar-hu 'alā al-ḥarakat al-siyāsīya*, Cairo, 1977, P. 72.

(7) ジャフアーリク地は, その被授与者がアリー一族に限定されていたこと, また, 授与地が主に, 離村者が放置したため国家に回収されたハラージュ地等の耕作地から成っていたことの二点から, 他のアブアーディーヤ地と区別しうる土地範疇である。しかし, 法的な土地範疇としては, 土地台帳に登録されなかった土地として, アブアーディーヤ地に含

まれ、事実、19世紀を通じて、税制上および土地所有権上の法的扱いは、他のアブアーディーヤ地と全く同一であった。cf. J. Hunain, *al-aṭyān wa al-ḍarāib*, P. 222.

なお、jafālik, sing. jiflik の語源はペルシャ語の juft (一対) であり、そこから「一対の牛」(トルコ語では çift) という意味が派生した。オスマン・トルコ帝国において çiftlik とは、一対の牛が一年間にわたり労働することが必要とされる土地面積を意味したが、その後、土地のみならず、建物、家畜、道具など投下資本をも含めた用語となった。すなわち、農場 (farm) に相当する言葉であるという。cf. H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad Ali*, pp. 66-67.

(8) 1252年 Shawwāl 月27日付勅令。Y. Artin, *al-aḥkām al-marʿīya*, pp. 52-54, F. Jilād, *qāmūs al-idāra wa al-qaḍāʾ*, Vol. 1, pp. 12-14.

(9) 1258年 Muḥarrām 月5日付勅令。A. Sāmī, *taqwīm al-nīl*, Vol. 2, pp. 516-517, Y. Artin, *al-aḥkām al-marʿīya*, pp. 54-56.

(10) オスマン・トルコ時代に起源をもつルーズナーメ局は、1888年に廃止されるまで、たび重なる行政改革のなかで、その所属官庁を変えていった。本稿に関係ある範囲内でこの局について述べるならば、イスラム暦1253年(1837年)の qānūn al-siyāsānāme に基づく行政改革の後、al-dīwān al-ʿālī aw dīwān al-khidīw の管轄下において、年金 (maʿāshāt, sing. maʿāsh) の支給、および、免税アブアーディーヤ地、アワースィー地などの税制上ならびに土地所有権上の特典をもつ土地の登録とその管理にあたった。なお、オスマン・トルコ時代におけるこの局については、Layla ʿAbd al-Laṭīf, *al-idāra fī miṣr fī ʿaṣr al-uthmānī*, Cairo, 1978, pp. 301-318. を参照のこと。

(11) オスマン・トルコ時代における taqsīt は、イルティザーム地授与の際、徴税請負人 (マルチズィム) に対してルーズナーメ局から発行された徴税請負契約文書であった。ムハンマド・アリー時代になり、この用語は、当初免税アブアーディーヤ地を証明する文書を意味したが、その後この種の土地における土地所有権上の変遷に応じて、1836年相続権を獲得した際には、免税および相続権の特典を証明する文書を、次いで1842年完全土地所有権を獲得した際には、免税および完全土地所有権の特典を証明する文書を意味するようになった。こうして、従来 taqsīt は「完全土地所有権認可状」と見做されているが、アワースィー地についてもこの文書が発行されており、この場合、taqsīt は税制上の特典のみを証明する文書であった。この点についてはIV、アワースィー地を参照のこと。ところで、1854年免税アブアーディーヤ地とアワースィー地に対してウシュル課税措置が採られ、以後両者はウシュル地と呼ばれるようになる。そのため、taqsīt はウシュル地の特典を証明する文書となった。事実 Barakāt 氏によれば、ウシュル文書登録簿 (sijillāt al-taqāsīt al-ʿuṣhūrīya) として知られる登録簿は、1854年以前にはリズカ文書登録簿 (sijillāt taqāsīt al-rīzaq) として知られていたという。cf. ʿAlī Barakāt, *taṭawwūr al-milkīya al-zirāʿīya*, P. 515.

(12) 18世紀において、エジプトの土地は、大略、徴税請負に出されていたために arḍ al-iltizām と呼ばれたハラージュ地、arādī al-rīzaq、そして arādī al-iṭlāq という三つの土地範疇に分けることができた。ところで、arādī al-iṭlāq あるいは arādī al-ṭlāq と呼ばれた土地は、イスタンブールから派遣された Pasha および マムルーク高級軍人 (al-bakawāt al-mamālīk) の馬の飼育のためにあて

られた免税国有地であった。この種の土地は、当初 Pasha の管轄下にあったが、徴税請負制の普及とともに徴税請負に出され、徴税請負人のアワースィー地の一部となっていた。cf. 'Abd al-Raḥīm, *al-rif al-miṣn*, P. 70. ムハンマド・アリーは、この種の土地を、徴税請負制を廃止する過程で、没収していった。cf. Aḥmad al-Ḥitta, *tārīkh al-zirā'a al-miṣriya*, P. 42.

II リズカ地 (*aṭyān al-rizqa*)

オスマン・トルコ時代において、リズカ(*rizqa*, pl. *rizaq*) とは、兵士やモスクなど宗教慈善団体の職員に対する俸給、あるいは年金を意味した。前者のリズカは *al-rizqa al-jayshīya*、後者のそれは *al-rizqa al-aḥbāsīya* と呼ばれた。このリズカは現金あるいは現物で支給される場合もあったが、多くは、一定の土地からの収入がリズカとしてあてられた。後者が、その目的からいってワクフ (*waqf*, pl. *awqāf* 分割・譲渡・売却を禁じて信託に供された財産) と呼ばれるべきところを、ことさらリズカの名で呼ばれたのは、オスマン・トルコが1517年にエジプトを征服し、土地国有制に基づくムカーター制を実施した際、スルタン一族がモスクなど慈善団体に寄進したワクフ (*al-awqāf al-sultānīya*) と、当時 *ḥubus* あるいは複数形で *aḥbās* として知られていた個人ワクフとを区別するためであったという。⁽¹⁾ ともかく、このリズカとしてあてられた土地、つまりリズカ保有者の土地がリズカ地 (*aṭyān al-rizqa*) であった。⁽²⁾

ところで、以上のように、リズカ地とは、ここでの収入が俸給あるいは年金として与えられた土地を意味したが、18世紀末において、そのほとんどは、*al-rizqa al-aḥbāsīya* と呼ばれた個人ワクフであった。そして、この個人ワクフは、その多くが家族ワクフ (*al-waqf al-aḥlī*)、

すなわち、ワクフ設定文書の規定に従って、ワクフ地からの収入がワクフ設定者一族に割りあてられたワクフから成っていた。⁽³⁾ そして、この種のワクフは、17世紀以降ムカーター制に代ってエジプトの土地・税制度となったイルティザーム (徴税請負) 制度下において、徴税請負業務の代償として徴税請負人に免税地として与えられたが、土地所有権上の法的性格はハラージュ地であるため、ワクフ化が禁じられている筈のアワースィー地の多くが、実際にはワクフとして設定された結果、その面積は拡大していった。そして、当初これらの個人ワクフ地は、法的には、その所有権 (*ḥaqq al-raqaḥa*) はあくまで国家に帰属するものとされ、そこには土地税 (*al-māl al-mīnī*, *al-kharāj*) が課される筈であったが、オスマン・トルコ帝国のエジプト支配弱体化とともに、免税地となり、私有地化していった。⁽⁴⁾

さて、ムハンマド・アリーは、土地国有化政策に基づき、これらリズカ地の調査を実施し、リズカ保有者の手元にあるワクフ設定文書が不備なリズカ地については、これを没収した。一方、リズカ保有者の権利が正式文書によって法的に確認されたリズカ地については、これをそれまでのリズカ保有者の手元に残したが、1813年に開始された検地の際、土地台帳に登録し、ハラージュ税を課すとともに、この種の土地が再びワクフとして設定されることを禁じた。そして、こうした措置の代償として、リズカ地保有者に対して、ルーズナーメ局から、生涯限りの年金 (*fāiḍ*) を支払うこととした。⁽⁵⁾ この措置以後、近代エジプト最初の統一的土地法である1858年のサイド法公布までの期間、リズカ地が法的にどのような扱いを受けていたのかよく分からないが、ハラージュ税を課されたこと、また、ハラージュ地における最大の所有権上の制約であったワクフ化の禁止が採られていたことから、ハラージュ税を課された時点でハラ-

ジュ地と見做されていたと考えられる。ともかく、サイド法の第25条によって、リズカ地は法的に所有権 (ḥaqq al-raqaba) を奪われ、ハラージュ地と全く同様の扱いを受けることになった。⁽⁶⁾ そのため、1875年に修正サイド法が新たな土地法として公布された際には、リズカ地に関する条文は削除された。⁽⁷⁾

(1) S. J. Shaw, *The Financial and Administrative Organization and Development of Ottoman Egypt 1517-1798*, Princeton Univ. Press, 1962, PP. 45-50, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad Ali*, PP. 20, 31-32.

ところで、法的には、ワクフ地とは、その所有権がワクフ受益者に帰属する私有地であり、ワクフ受益者が享受するのは土地税収入 (land-tax revenues) であったのに対し、個人ワクフ地であったリズカ地とは、その所有権が国家に帰属する国家所有地であり、リズカ保有者が享受するのはリズカ、すなわち一定額の地代 (fixed annual rents) である、という区別が設けられていた。そして、この区別は、所有権 (ḥaqq al-raqaba) を用益権 (ḥaqq al-intifāʿ) と対立する概念として規定し、前者を常に国家のもとに置こうとする、いわゆるイスラム的土地国有制をめぐる法解釈に基づいた法テクニックであったようである。cf. S. J. Shaw, "Landholding and Land-tax Revenues in Ottoman Egypt." in *Political and Social Change in Modern Egypt*, ed. by P. M. Holt, Oxford Univ. Press, 1968, P. 95, H. A. R. Gibb and H. Bowen, *Islamic Society and The West*, Oxford Univ. Press, 1957, Vol. I, Part II, P. 173.

(2) 多くの研究書において、リズカ地とは、オスマン・トルコ時代、スルタンが側近者などに免税で与えた、完全所有権をもつ私有地

であった、と述べられている。しかし、筆者には、こうした私有地が実際にどの土地を指すのかよく分からない。

(3) 一方、モスクの維持等の慈善目的のために設定されたワクフは、waqf *khayrī* と呼ばれた。

(4) H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad Ali*, PP. 33-35, H. A. R. Gibb and H. Bowen, *Islamic Society*, P. 177, 'Abd al-Raḥīm, *al-rīf al-miṣrī*, PP. 69-70. なお、ムカーター制からイルティザーム制への移行については、Shaw の前掲論文 "Landholding and Land-tax Revenues in Ottoman Egypt" が簡潔にまとめている。

(5) H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad Ali*, PP. 55-59, Y. Artin, *al-aḥkām al-mar'īya*, PP. 48-49, M. K. Mursī, *al-milkīya al-'aqrīya fī miṣr*, PP. 77-78, なお、al-Ḥitta によれば、fāiḍ の額は、リズカ地の地代の半額 (niṣf ujra rizqat-hu) であった。Aḥmad al-Ḥitta, *tārīkh al-zirā'a al-miṣrīya*, P. 39.

(6) サイド法 (al-lāiḥa al-sāidiya) とは、ヘディーヴ・サイドが1858年に公布した土地法である。本稿ではこの法律の原本を利用したが、その本文は、M. K. Mursī, *al-milkīya al-'aqrīya fī miṣr*, PP. 125-146, J. Ḥumain, *al-aṭ yān wa al-ḍarāib*, PP. 387-412 に再録されている。

(7) 混合裁判所設置法 (lāiḥat al-maḥākīm al-mukhtalaṭa) 第36条における、当時有効であった土地に関する法律を刊行すべき旨の規定に従い、1875年9月18日、サイド法全28条の一部が削除された形で、修正サイド法全15条が新たな土地法として公布された。本稿ではこの法律の第三版を利用したが、その本文は、F. Jilād, *qāmūs al-idāra wa al-qaḍā'*,

Vol.1, PP. 182-190, Y. Artin, *al-ahkām al-mar'īya*, PP. 219-232, に再録されている。

III マスムーハ地 (*aṭyān masmūh al-mashāikh*, *aṭyān masmūh al-ma-ṣṭaba*)

オスマン・トルコ時代のイルティザーム制度下において、村長(*shaykh al-balad*, pl, *mash-āikh al-balad*)⁽¹⁾は、村長業務、ならびに旅行者など村落滞在者に対する接待費の代償として、村落内に一定の免税地を与えられていた。そして、この種の土地は、*masmūh al-shaykh*と呼ばれた。当時、村長職は通常世襲化していたところから、この土地もまた、村長の家系に受け継がれていた。⁽²⁾

さて、ムハンマド・アリーはこの制度を受け継ぎ、1813年の検地の際、村長および村落有力者(*mashāikh al-balad*)に対して、土地台帳に登録された耕作地の4パーセントを、村長業務、ならびに政府役人等に対する接待費の代償として与え、そこからの土地税徴収を免除した。この「村長職免税地」とか、「接待用免税地」とでも呼ばれるマスムーハ地は、免税地として与えられはしたが、その土地所有形態はあくまで国有地ハラージュ地と同様であり、被授与者はそこでの用益権を享受することを許されただけであった。⁽³⁾そして、それまで免税であった土地にウシュル税を課すことを命じた1854年の一連の勅令においても、この種の土地は、そこでの収入がモスク維持費にあてられた土地と並んで、例外的に免税地として留った。⁽⁴⁾しかしながら、サイド治世に試みられた行政改革の一環としてであろうが、1857年に至り、マスムーハ地に対して、所属村落内における最高税率のハラージュ税が課される旨の勅令が出された。⁽⁵⁾さらに、1858年の勅令によって、この種の土地は、そこでの耕作者の名義で土地台帳に登録される旨の勅令が出され、ここにマスムーハ地は、

一般のハラージュ地と同じ扱いを受けることになった。マスムーハ地廃止の理由は、勅令に従うならば、村長や村落有力者が、村落農民をこの土地で強制耕作させるなど、彼らの職権を濫用すること甚だしかったからであった。⁽⁶⁾もっとも、この措置によって、村落行政を村長や村落有力者に委ねていた慣行が存在理由を失ったことを意味しない。なぜならば、興味あることに、土地私有制度に基づく統一的土地・税制度が達成されたとされる1890年代において、村落行政編成の一環として、この「村長職免税地」が復活しているからである。すなわち、村長の選択方法を定めた1895年3月16日の勅令と同時に公布された別の勅令によって、村長所有地のうち5フェッダーンの土地が、在職期間中、「村長職免税地」として土地税を免除されることが規定されたのである。⁽⁷⁾

(1)19世紀後半において、村長は通常'*umda*, pl.'*umad*と呼ばれた。Barakāt氏によれば、土地文書においてこの名称が最初に現われるのは、1843年であるという。'Alī Barakāt, *tatawwur al-milkīya al-zirā'īya*, P. 231.

(2)'Abd al-Raḥīm, *al-rif al-miṣrī*, P. 21, G. Baer, "The Village Shaykh, 1800-1950?" in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The Univ. of Chicago Press, 1969, PP. 46-47.

(3)*al-Ḥitta*は、村長職免税地(*masmūh al-mashāikh*)と接待用免税地(*masmūh al-maṣṭaba*)とを区別している。そして、*masmūh al-mashāikh*の面積は、村落耕作地の5パーセントであったと指摘している。Aḥmad al-Ḥitta, *tārīkh al-zirā'a al-miṣrīya*, PP. 48-9.

(4)1271年 Rabi' II月29日(1855年)付勅令。 *majmū' qawānīn wa lawā'iḥ al-amwāl al-muqarrara*, P. 703.

(5) 1274年 Muḥarrām月24日付勅令。 *al-qa-wānīn al-ʿaqrīya*, 1st ed., P.13, M. K. Mursī, *al-milkīya al-ʿaqrīya fī miṣr*, P. 88.

(6) 1274年 Dhu al-qaʿda月5日付勅令。 *majmūʿ qawānīn wa lawāiḥ al-amwāl al-muqarrara*, P. 69, J. Ḥunain, *al-aṭyān wa al-ḡarāib*, P. 196. ただし, J. Ḥunain は, この勅令とマスムーハ地課税を命じた前勅令とを混同しているようである。

(7) F. Jilād, *al-qāmūs al-ʿāmm li al-idāra wa al-qaḍā*, Vol 2, P. 676.

IV アワースィー地 (al-aṭyān al-awāsī)

オスマン・トルコ時代のイルティザーム制度において, ムルタズィム(徴税請負人)は二つの収入源をもっていた。一つは, 耕作民から徴収した実際の額から国家に対して請け負った徴税額を差し引いた差額(fāiḍ)であり, 他の一つは, 徴税業務の代償として徴税請負人に対して与えられ, アワースィー地と呼ばれた免税地からの収入であった。この「徴税請負職免税地」とでも呼ぶべき土地は, 土地に対する労働力の相対的多少, また, 徴税請負人と耕作民との力関係に応じて, ある時には徴税請負人と耕作民との賃貸・小作契約によって, またある時には村落内の耕作民による強制労働によって, 耕作されていた。法的には, 徴税請負人は, このアワースィー地に対して, そこでの用益を享受する権利をもつだけであったが, 徴税請負の世襲化にともなって, この種の土地は, 実質的には私有地に近い土地となっていた。⁽¹⁾

さて, ムハンマド・アリーは, イルティザーム制度を廃止し, 徴税請負人の管理下にあった土地の国家返還を命じた際, 彼の命令に服さず反抗した上エジプト地方の徴税請負人については, 彼らが保有していたアワースィー地をも同時に没収し, 検地の際ハラージュ地として土地

台帳に登録したが, 命令に服した下エジプト地方とギーザ県の徴税請負人に対しては, 農民保有地のみを国家に返還させ, アワースィー地については, 彼らが免税地のまま保有し続けることを許した。そして同時に, 農民保有地からの収入(fāiḍ)を奪った代償として, 生涯限りの年金(fāiḍ)を新たに支給することとし, その旨ルーズナーメ局から文書(taqṣīt, pl. taqṣīṭ)が発行された。こうして, かつての徴税請負人のもとに残されたアワースィー地は, 耕作地でありながら土地台帳への登録から外され, 免税地とされたが, 土地所有形態上からは, アワースィー地保有者はそこでの用益権の享受を, それも生涯に限り認められたただけであった。⁽²⁾

ところで, このアワースィー地は, 1854年10月11日の勅令によってウシュル税を課され,⁽³⁾以後, 同年9月30日の勅令⁽⁴⁾によってすでにこの税を課されていたアブアーディーヤ地とともにウシュル地として登録されたことから分かるように, 税制上の観点からは, アブアーディーヤ地と同じ歴史を歩むのであるが, 土地所有形態上の観点から両者をみる時, この二種類の土地の間に興味ある対照をみることができる。すなわち, すでに指摘したように, アブアーディーヤ地がウシュル課税に先立つ1842年に完全所有権を獲得し, ハラージュ地とは区別された土地所有権上の特権を享受していたのに対し, アワースィー地の場合, その土地所有権上の変遷は, ハラージュ地とは一応区別された形で処理されているとはいえ, ハラージュ地のそれにそったものであった。まず, この土地での相続権が法的に認められたのは, ハラージュ地と同様, 1854年の第二土地法においてであった。⁽⁵⁾また, この規定とは別に, 1855年には特別に, アワースィー地での相続権を認める旨の勅令が公布された。⁽⁶⁾この勅令に従うならば, 相続権認可の理由は, アワースィー地保有者が, 彼の死後土地が国家に回収されるのを嫌い, この土地をワ

クフとして寄進する傾向が顕著であったため、ヘディーヴ政権はこの事態に対処せざるを得なかったからであった。こうして、1858年の統一の土地法であるサイド法の第24条において、この土地での相続権が確認された。しかし、こうした一連の相続権確認の措置によってもアワースィー地のワクフ化現象は止らなかつたのか、ヘディーヴ政権は、サイド法公布の翌年、すなわち1859年5月7日、改めてこの土地での相続はイスラム法に従う旨の勅令を公布している。⁽⁷⁾以後1875年まで、この土地の法的土地所有形態に変化がなかつたことは、この年に公布された修正サイド法の第15条のなかに、この土地の法的土地権利とは無関係な文章が削除されたのみで、先述したサイド法の規定がそのままの形でみられることから分る。

次いで、アワースィー地が完全所有権を初めて獲得するのは、これもハラージュ地と同様、1871年のムカーバラ法によってであった。⁽⁸⁾この法律の第9条によって、6年分のウシュル税の前払い、すなわちムカーバラ支払いを条件に、その後のウシュル税を半額にすること、また同時に、アワースィー地保有者に対しては、そこでの完全所有権を認め、その旨を記した土地文書 (taqsi) を発行すること、そしてその際、他のウシュル地、すなわちアブアーディーヤ地と条件を同じにするため、アワースィー地保有者に支給されていた年金を打ち切ることが規定された。ムカーバラ法は1880年廃止されたが、⁽⁹⁾ムカーバラ支払いを条件に、アワースィー地保有者に対して完全所有権を認める旨の条項はそのまま有効とされ、全額にせよ、一部の額にせよ、それまでにムカーバラを支払ったアワースィー地保有者に対しては、彼らの土地における完全所有権を認めた。こうしたムカーバラ法公布以後におけるアワースィー地の完全所有権獲得過程は、ハラージュ地のそれと同一であったが、前者のそれを後者のそれと少し異ならせた

理由は、前者の過程が年金の停止といわば込みになって進められたことである。すなわち、1889年3月4日、1890年6月16日、1891年4月5日に公布された三つの勅令によって、アワースィー地での完全所有権を認める条件として、年額の8½倍に相当する一時金の支給による年金の打ち切りが規定されている。⁽¹⁰⁾以上、アワースィー地における土地所有形態上の変遷は、概ねハラージュ地のそれと一致する。しかしながら、ハラージュ地では法的に禁止されている筈のワクフ化がこの土地では顕著な現象であった点で、両者の間に違いがみられる。またこの点に関して、アワースィー地は、収入源没収の代償として同じく年金が支給されながらも、ハラージュ課税とともにワクフ化が禁じられたリズカ地と好対照をなしている。ともかく、この種の土地は、もともと耕作地でありながら土地台帳に登録されず、税優遇措置を取られたことから分るように、恩賜地的要素の強い土地であった。

以上、法制史的観点から、税制上あるいは土地所有形態上区別することができる幾つかの土地範疇について論じてきた。本稿を終えるにあたり、ここで指摘しておきたいことは、19世紀後半に顕在化する大土地所有の主たる核となったのは、オスマン・トルコ時代の土地制度に起源をもつリズカ地、マスムーハ地、アワースィー地ではなく、ムハンマド・アリーの土地政策に起源をもつアブアーディーヤ地であったということである。リズカ地における税制上および土地所有権上の特典は、ムハンマド・アリーの土地改革によって没収された。もっとも、このことによって、ワクフ制度自体が廃止された訳ではない。しかし、19世紀にみられたワクフ地は、オスマン・トルコ時代のリズカ地の延長ではなく、別の出所から設定されたものであった。一方、アワースィー地は、ムハンマド・アリーの徴税請負人に対する懐柔策から、税制上の特

典が与えられていたとはいえ、土地所有権上の観点からは、ハラージュ地とほぼ同じであり、この点、19世紀前半に私有権を与えられたアブアーディーヤ地と比較して、不安定な立場に置かれた。このことを端的に示すのが、この土地についてみられた顕著なワクフ化現象である。最後に、村長など村落有力者層による土地集積について言及すれば、彼らが19世紀後半、とりわけ、60年代から70年代にかけてのイスマイル時代において、土地集積を行ったことは事実である。しかし、それは、彼らが蓄積した富および彼らの村落内における行政的立場を利用して、合法的あるいは非合法的に、ハラージュ地耕作民の土地を集積するというパターンをとったのであり、マスムーハ地という免税特権地を核としてなされたのではなかった。

(1) Abd al-Raḥīm, *al-rīf al-miṣrī*, PP.74-76, 78-86. H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad Ali*, PP. 21-22.

(2) ムハンマド・アリーは、ルーズナーメ局から年金を支給するに際し、その額を、徴税請負人が実際に取得した純収入額 (fāid) と同額と定め、その旨彼らに布告し、fāid の額を自己申告させた。ところが、徴税請負人は、これを申告額に課税するための措置と考え、彼らの fāid 額を実際より低く見積って申告した。実際には、アリーは布告通りの年金支給を行ったため、徴税請負人の行為は裏目に出たという。また、この年金の資金源は、アリーが没収した上エジプト地方のアワースィー地から徴収された税であったという。cf. Y. Artin, *al-aḥkām al-mar'īya*, P. 50.

(3) 1271年 Muḥarrām月18日付勅令。majmū' qawānīn wa lawāiḥ al-amwāl al-muqarrara, P. 88, Y. Artin, *al-aḥkām al-mar'īya*, P. 94.

(4) 1271年 Muḥarrām月7日付勅令。Y. Ar-

tin, *al-aḥkām al-mar'īya*, P. 92.

(5) 第二土地法公布は、1271年 Jumādā II月8日。なお、この法律において、アワースィー地には、相続資格者の性別に関係なく相続権が与えられている。この点、男の相続資格者にのみ相続権が与えられたハラージュ地よりも優遇されていた。J. Ḥunain, *al-atyān wa al-ḍarāib*, PP. 191-192.

(6) 1271年 Ramaḍān月13日付勅令。majmū' qawānīn wa lawāiḥ al-amwāl al-muqarrara, P. 88, Y. Artin, *al-aḥkām al-mar'īya*, P. 50.

(7) 1275年 Sha'bān月2日付勅令。al-qawānīn al-'aḡārīya, P. 12, Y. Artin, *al-aḥkām al-mar'īya*, P. 51.

(8) ムカーバラ法 (lāiḥat al-muqābala) は、1288年 Jumādā II月13日 (1871年8月) 45条からなる法律として公布されたが、同年 Raj-ab月1日 (1871年9月) 新たに3条が補則され、都合48条の法律となった。本稿では、この法律の第三版を利用したが、その本文は F. Jilād, *qāmūs al-idāra wa al-qaḍā'*, Vol. 4, PP. 384-391. に再録されている。

(9) ムカーバラ法は、1880年1月6日の勅令によって、次いで同年7月17日の清算法 (qānūn al-taṣfiya, Loi de Liquidation) によって正式に廃止された。F. Jilād, *qāmūs al-idarā wa al-qaḍā'*, Vol. 4, P. 393, Vol. 2, PP. 210-221, *al-qawānīn al-'aḡārīya*, P. 14.

(10) F. Jilād, *al-qāmūs al-'āmm li al-idāra wa al-qaḍā'*, Vol. 2, PP. 684-685, *al-qawānīn al-'aḡārīya*, PP. 14-15, さらに、1889年と1890年の勅令を再確認する勅令が、それぞれ1894年1月29日と1905年12月18日に公布されている。majmū' qawānīn wa lawāiḥ al-amwāl al-muqarrara, P. 91.